

令和7年鎌ケ谷市農業委員会第9回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第9回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年9月8日（月） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員	2. 高橋 雅浩 委員	3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員	5. 板橋 睦男 委員	6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員	8. 奥山 喜和子委員	9. 時田 將 委員
10. 山田 芳裕委員	11. 皆川 利一委員	

農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

大野 辰夫 委員	尾形 真宏 委員	飯田 展久 委員
渋谷 庄司 委員		

欠席委員 1名

鈴木 久夫 委員

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長	市村 昌子
主 査	浅海 一洋
主任主事	鈴木 庸平

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画について	4件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	1件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	4件
報告第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	1件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は4名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、

3 番、川村誠司委員、
 4 番、石井晃委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は 1 班です。

川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

時田 議長 川村誠司班長

川村 班長 1 班の現地調査の報告をいたします。

9 月 1 日午後 2 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員 3 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第 5 条に規定による許可申請について 1 件、農用地利用集積等促進計画について 4 件の合計 5 件です。

1 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で 1 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、田 2 筆、面積 6 7 6 平方メートルの所有権移転による資材及び車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は、土木業を営んでおり、申請地の近くに既存施設を使用していますが、土地所有者の都合で返却することとなり、新たな資材及び車両置場が必要となったもので、転用計画は妥当なものであると思われま

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きにするこ

みで囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径１キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が４０パーセント以上あることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては、既存の施設から近く、幹線道路から近く利便性が良いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われる。

資金につきましては、金融機関の残高証明より確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

石井 委員

議長

時田 議長

７番、石井正美委員

石井 委員

議案第１号農地法第５条の規定による許可申請について、を報告いたします。

９月１日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、田２筆、面積６７６平方メートルの違反転用地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、前面道路との境界確定について、許可前に実施すること、申請地の拡張計画が無いことを確認しました。次に、盗難防止対策について確認したところ、出入口にチェーン等を設置することであり、本日、変更された土地利用計画図を確認しました。最後に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用６か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。

なお、審査会で前面道路との境界確認を許可前に実施することを確認したことから、これを条件として、許可相当とすることと判断しましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積等促進計画について、を議題といたしますが、審議番号1から審議番号4までを内容により一括審議にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 会議規則 第10条の規定に基づき、6番、熊谷弘和委員の退席を求めます。

(熊谷委員退席)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1から審議番号4までを一括してご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、審議番号1が、畑2筆、合計面積3,057平方メートルの賃借権の更新で、更に10年間の利用権を設定するものです。審議番号2は、畑3筆、合計面積2,392平方メートルの新規の賃借権で、新たに5年間の利用権を設定するものです。審議番号3は、畑1筆、面積1,837平方メートルの賃借権の更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。審議番号4は、畑1筆、面積6,647平方メートルの内1,905平方メートルの賃借権の更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

時田 議長 4番、石井晃委員

石井 委員 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について、審議番号1から審議番号4までを一括して報告いたします。

現地は、審議番号1が、畑2筆、合計面積3,057平方メートルの普

通畑を、更に10年間の賃借権を設定するもので、審議番号2は、畑3筆、合計面積2,392平方メートルの樹園地を、新たに5年間の賃借権を設定するもので、審議番号3は、畑1筆、面積1,837平方メートルの樹園地を、更に5年間の賃借権を設定するもので、審議番号4は、畑1筆、面積6,647平方メートルの内1,905平方メートルの樹園地を、更に5年間の賃借権の設定をするものです。

調査の結果、いずれも問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1から審議番号4までについて、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号1から審議番号4までは可決されました。

時田 議長

6番、熊谷弘和委員の除斥を解きます。

(熊谷委員着席)

時田 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第3号までを事務局から報告願います。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

それでは、議案書の5ページから6ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について1件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について4件の合計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後 4 時 1 0 分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7 年 1 0 月 8 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 晃